

**Q66 研究会やマスターコースを自分でつくるにはどうしたらいいの？**

中央支部認定の研究会やマスターコースを立ち上げるには、「認定申請書」を研究会部長に提出する必要があります。申請には、研究会、マスターコースとも設立発起人として支部会員が3名以上必要です。

認定研究会の会員構成の要件は、下記のとおりです。

- ① 認定研究会の会員数は5名以上であって、かつ、中央支部会員が過半数で構成されること。
- ② 認定研究会の役員は代表幹事、連絡幹事等とし、すべて中央支部会員であること。
- ③ 他の士業や専門性のある民間コンサルタント等も、認定研究会に入会することができる。ただし、東京協会に加入していない診断士は、認定研究会に入会することができない。

認定マスターコースの会員構成の要件は、下記のとおりです。

- ① 認定マスターコースの役員は、代表幹事、連絡幹事等とし、すべて中央支部会員であること。

詳しくは、支部会員専用ページにある「認定研究会管理規則」、「認定マスターコース管理規則」をご参照ください。支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。



## Q67 支部にはどのような診断士向けビジネス機会があるの？

東京協会・中央支部には、

- ① 東京協会に外部から案件委託がある場合  
(東京協会が主体となって受託し、各支部からの推薦者を担当者として案件対応する)
- ② 東京協会に外部から担当者のあっせん依頼がある場合 (東京協会が各支部からの推薦者をあっせん)
- ③ 中央支部に外部から案件委託または担当者のあっせん依頼がある場合
- ④ 部会活動やプロジェクト活動を通じ、ビジネスニーズをもつ外部企業・団体との接点をもつ場合
- ⑤ 各種イベントの参加を通じて、ビジネスニーズをもつ外部企業・団体との接点をもつ場合

といったビジネスルート・ビジネス機会があります。

ビジネス機会の内容としては、

- ① 経営改善計画策定支援事業、金融機関の中小企業経営支援事業など
- ② 経営相談員、補助金審査員など
- ③ 補助金サポート員、セミナー講師など
- ④ 企業研修、執筆など

があります。(令和6年2月29日現在)



## Q68 協会や支部のビジネス案件は、どうやって担当者が決まるの？

東京協会や支部のビジネス案件の担当者の決定方法は、いくつかのパターンがあります。ここでは代表的なパターンとその他のパターンを紹介します。

### 1 代表的なパターン

東京協会専門家登録をしている会員を対象に選出する方法があります。具体的な選出プロセスを以下に示します。  
案件発生時に、東京協会専門家登録をしている会員を対象に、情報配信（応募）を行います。  
支部長が、下記の要素に基づいて審査を行います。

- ① 案件内容に対する適性
- ② 東京協会・中央支部への活動参画状況
- ③ 推薦者の有無
- ④ 会費納入状況、等

支部長により、東京協会案件への推薦者、もしくは中央支部案件のアサイン者の決定をします。

### 2 その他のパターン

東京協会専門家登録をしている会員から選出する以外に、下記のようなパターンもあります。

- ① 全支部会員を対象に情報配信（公募）を行い、選出する方法
- ② 支部長判断により、適任者から選出する方法

これらのパターンについては、案件の性格や状況によって、使い分けられています。

## Q69 自分の能力やキャリアを支部にアピールするにはどうしたらいいの？

自分の能力やキャリアを外部にアピールする仕組みとしては、中小企業診断協会の「診断士キャリア情報システム」があります。これは、会員の得意分野や専門業種、コンサルティング実績や講演、原稿執筆などの詳細なキャリア情報をデータベース化しているものです。この情報は外部公開されており、支部会員はもとより、一般の方・外部機関へのアピールとなります。診断士キャリア情報システムに自らの情報を登録するには、中小企業診断協会の「会員専用マイページ」にある「個人情報を入力・修正・照会」の「キャリア情報」を入力してください。

自分の能力やキャリアを支部に登録しておく仕組みとしては、東京協会専門家登録制度があります。専門家登録をしておくことで、中央支部を通じビジネス案件が紹介されます。ただし、東京協会専門家登録制度では、詳細な能力・キャリアを登録する仕組みにはなっていません。支部活動への積極的な参画を通じて、支部長や各部長などと人間関係をつくり、その中で自らの能力やキャリアをアピールすることを重視する会員も少なくありません。

**Q70 東京協会専門家登録制度って何？**

東京協会では、中小企業の経営支援に関して多数の案件の引き合いを受けており、今後も増加することが見込まれています。これらに対応するために、中小企業支援の経験のある会員を各支部から東京協会に推薦・登録をしておき、今後のビジネス案件の対応者・推薦者をアサインしていくこととしています。こうしてできた仕組みが、東京協会専門家登録制度です。

東京協会専門家登録制度のもとで、中央支部においては、次の4種類の登録区分によって、希望者を登録しています。

- A 区分：独立診断士として、中小企業支援経験があり、一人で支援ができる。
- B 区分：独立診断士として、中小企業支援経験は少ないが、今後経験を積みたい。
- C 区分：企業内診断士として、中小企業支援経験があり、一人で支援ができる。
- D 区分：企業内診断士として、中小企業支援経験は少ないが、今後経験を積みたい。

なお、登録をしても実際のビジネス案件へのアサインを保証するものではありません。

東京協会専門家登録制度に登録した会員には、ビジネス案件の引き合い情報が発生した際に、その募集情報等がメールで配信されます。ビジネス案件募集情報を受け取っても、応募するか否かは任意です。

「Q68 協会や支部のビジネス案件は、どうやって担当者が決まるの？」もご参照ください。

**Q71 東京協会専門家登録制度にはどうやって登録するの？**

東京協会専門家登録制度は、中央支部においては総務部長が登録窓口となっています。登録希望者は、総務部長まで、メールにて登録希望の旨をご連絡ください。折り返し、登録シートが送られますので、それに記入し、総務部長へ送付してください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

**Q72 東京協会専門家登録制度で、今までどのようなビジネス案件が提供されていたの？**

東京協会専門家登録制度では、これまで、金融機関経営指導員育成事業担当者、信用保証協会セミナー講師、国税酒税行政研修講師、ものづくり補助金審査員、ものづくり補助金事務局専従者、経営改善計画策定支援事業（国）担当者、経営改善計画策定支援（民間）担当者、金融機関依頼経営指導員、補助金申請サポーター、都立図書館創業相談員、商店街訪問支援担当者、小規模事業者持続化補助金審査員、小規模事業者持続化補助金相談員、第二創業セミナー講師、映像機構補助金検査員、金融機関依頼事業診断担当者、東京都中小企業振興公社登録専門家、中小機構企業調査担当者、働き方改革支援事業登録専門家、価格交渉サポート事業担当者、価格交渉サポートセミナー講師、東京都観光関連事業派遣専門家、信用金庫向け事業性評価、大手コンサルティング会社案件等のビジネス案件が提供されています。（令和6年2月29日現在）

**Q73 令和6年度に新しく始まることはありますか？**

中央支部では、今年度新たに以下のような取り組みを予定しています。

**① 社外取締役養成講座の新設**

- ・VUCAの時代、多様性を踏まえた意思決定が各企業に求められる中で、社外取締役のニーズは高まっています（特に女性役員などは社会において不足しています）。日本経済や事業者様の成長発展により社会貢献したいとの思いから、中央支部が主体となり、社外取締役養成講座を開講することとしました。
- ・講座では、社外役員として活躍するために不可欠な知識とスキルを習得します。実施は毎月第2土曜日で、2024年6月から2025年5月の年12回の講座です。会場は、東京協会中央支部事務所になります。費用は33万円（税込）です。
- ・講師陣は、士業専門家のほか上場企業社長経験者など、実務経験の豊富な方々にご登壇いただきます。
- ・対象は、中小企業診断協会加盟の診断士（東京協会会員2／3以上）で、定員は30名です。社外取締役・監査役等の社外役員を目指す方は、この機会にぜひご参加ください。

**② チューター制度の開始**

- ・新しく中央支部に入られた方向けに、気軽に相談できる場として、チューター制度を設立します。
- ・内容は、新入会員（最大5人）に対し2人のチューターをつけて1グループとし、定期的なコミュニケーションを図っていく体制を作ります。チューターのうち1人は若手診断士（5年未満）、1人はベテラン診断士（5年以上）です。期間は半年間（6-11月）で、その間4回程度の相談会を設ける予定です。他の診断士がどんな活動をしているかを把握したり、チューター側からも個別のアドバイスを受けたりすることができますので、診断士活動のペースメーカーにしていいただければと思います。
- ・対象は、2024年1月以降に中央支部に入会をされた方もしくは今後中央支部に入会予定の方。ふるってご参加ください。2024年秋についても募集を予定しています（2024年12月スタートを予定）。

**③ 同好会規定の新設**

- ・会員の健康維持増進や中央支部内のコミュニケーション活性化を図る目的で、2024年4月から同好会規定を新設します。同好会設立を促進し、新設同好会には2年間、一定額の補助が出ます。テニス同好会などが立ち上がる予定です。中央支部内で同好会に関する告知がありますので、ご関心ある方はお気軽にご参加ください。

④ “診断士の Well-being”

やりがいのある診断士活動に、つつい時間でも忘れ仕事に没頭してしまうことはありませんか？

お客様対応や世の中の流れに神経を使うことも多い現代社会。

知らず知らずのうちに疲弊することのないよう診断士の身体的・精神的・社会的に良好な状態を目指し、中央支部会員の心身両面の健康維持増進につながるセミナー等を企画・開催していきます。

**Q74 実務補習事業の指導員（副指導員）になるにはどうしたらいいの？**

実務補習の指導員の登録要件は、以下の①の基準（法令要件）を満たし、かつ②～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 経営コンサルタント業を主たる事業として、5年以上営む診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が5年以上の診断士を含む。）であって、中小企業の経営方法又は技術に関する研修に係る実習の指導経験を有する者であること。
- ② 協会が実施する実務補習において1回以上の副指導員経験を有し、東京協会での審査で特に認めた診断士
- ③ 東京協会の正会員であること。
- ④ 東京協会が定めた実施マニュアルの定めを遵守し事業を行うことに同意すること。
- ⑤ 過去に協会が実施する実務補習その他の協会事業においてトラブルがなかったこと。
- ⑥ 過去に実務補習事業において制度に対する理解不足に起因する散漫な事務処理等で事業運営に支障を来たしたことがなかったこと。

実務補習指導員については、3年周期の登録を行います。3年間の登録期間中に、追加登録を希望する場合は、実務補習の案件を提供できる限りにおいて登録を受け付けます。

いずれにしても中央支部長の推薦が必要となります。総務部長にお問い合わせください。

実務補習の副指導員は東京協会の独自の制度です。以下の①～②のいずれかの基準を満たし、かつ指導員の登録要件の上記③～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 原則として、診断士登録後3年以上経過している者で（ただし、経歴等により3年未満でも採用される場合があります）、かつ以下のいずれかに該当する者。
  1. 実務補習先企業と同じ業種の経験を有し当該業種に精通している者。
  2. 診断士として独立を考えている者または従業員として経営コンサルタントに従事することを考えている者。
- ② 東京協会での審査で特に認めた診断士。

副指導員の審査にあたっては支部長の承認が必要となります。こちらも実務補習指導員をされている方か、総務部長にお問い合わせください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

**Q75 実務従事事業の指導員（副指導員）になるにはどうしたらいいの？**

実務従事事業の指導員の登録要件は、以下の①～②のいずれかの基準を満たし、かつ③～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 経営コンサルタント業を主たる事業として、原則として3年以上営む診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が3年以上の診断士を含む）。
- ② 協会が実施する実務補習または東京協会が実施する実務従事事業において1回以上の副指導員経験を有し、東京協会での審査で特に認めた診断士。
- ③ 東京協会の正会員であること。
- ④ 東京協会が定めた実施マニュアルの定めを遵守し事業を行うことに同意すること。
- ⑤ 過去に協会が実施する実務補習その他の協会事業においてトラブルがなかったこと。
- ⑥ 過去に実務従事事業において制度に対する理解不足に起因する散漫な事務処理等で事業運営に支障を来たしたことがなかったこと。

実務従事指導員登録ご希望の方は東京協会の「実務従事関連資料ダウンロード式」のページから指導員登録関連書式を入手のうえ、実務従事支援部経由（中央支部長経由）で東京協会にご応募ください。

実務従事支援部：jitsumujuujishien@rmc-chuo.jp

実務従事事業の副指導員の登録要件は、以下の①～②のいずれかの基準を満たし、かつ指導員と同様、上記③～⑥の全ての基準を満たすことが必要です。

- ① 原則として、診断士登録後1年以上経過している者で、かつ以下のいずれかに該当する者。
  1. 実務従事先企業と同じ業種の経験を有し当該業種に精通している者。
  2. 診断士として独立を考えている者または従業員として経営コンサルタントに従事することを考えている者。
- ② 東京協会での審査で特に認めた診断士。

なお、副指導員登録希望者は指導員または実務従事支援部にお問い合わせください。

実務従事支援部：jitsumujuujishien@rmc-chuo.jp

**Q76 診断士の資格更新のための必要要件って何？**

診断士の登録の有効期間は5年です。更新登録するためには、知識の補充要件と実務の従事要件の両方を満たす必要があります。

知識の補充要件：(以下のいずれかを5年間で5回以上受講等)

- ① 経済産業大臣が登録する研修機関が行う理論政策更新研修
- ② 中小企業大学校が行う支援人材向け研修
- ③ 論文審査(①の機関が実施)
- ④ ①又は②の研修の指導(講師)

実務の従事要件：(以下のいずれかを5年間で30点以上獲得)

- ① 中小企業者に対する経営診断・助言業務(1日1点)
- ② 実務補習又は養成課程の実習の指導



なお、詳細については、中小企業庁のホームページ「『中小企業診断士』関連情報」にある「中小企業診断士制度のQ&A集」でご確認ください。

**Q77 支部では、実務従事ポイントを取得する機会を提供しているの？**

支部では、実務従事ポイントを取得するために、次のような機会を提供しています。

- ① 支部認定研究会・マスターコースで、実務従事ポイント取得の機会を提供するところがあります。ただし、すべての認定研究会・マスターコースで提供されているわけではありませんので、各研究会、マスターコースで確認してください。
- ② 支部で、ビジネス機会を提供しています。これに参加していただくと、条件を満たせば、実務従事ポイントを取得できる場合があります。

なお、東京協会では、実務従事ポイント取得のための機会として、実務従事事業を実施しています。これに参加することによって、多くの会員が実務従事ポイントを取得しています。

**Q78 資格更新時に実務従事ポイントが足りない場合どうしたらいいの？**

資格更新時に実務従事ポイントが足りない場合、資格の有効期限となるまでに一定の余裕がある場合は、実務従事事業等の利用により、実務従事ポイントを取得することが基本となります。有効期限の時点で実務従事ポイントが不足する場合は、原則として資格更新できません。この場合、資格は自動的に消除されてしまいます。したがって、余裕をもって実務従事ポイントを取得することが重要になります。

東京協会の資格更新手続きでは原則的な対応しか扱えないため、特殊事情が絡む場合などは、中小企業庁へ直接問い合わせてください。

実務従事ポイントがどうしても足りない見通しである場合は、休止手続きにより、登録有効期間の時間経過を一時的に休止することができます。ただし、休止を受け付けられるタイミング、休止から再開する場合の条件、再開後の資格更新の条件に、ルールがありますので、ご理解の上、休止の適否を判断してください。

なお、詳細については、中小企業庁のホームページ「『中小企業診断士』関連情報」にある「中小企業診断士制度のQ&A集」でご確認ください。

**Q79 実務従事事業って何？**

実務従事事業とは、実務従事ポイントの充足要件を満たせない会員に対して、東京協会が独自に行っている、実務従事ポイントを取得する機会の提供を行う事業です。

実務従事指導員が、実務従事ポイントの取得にふさわしい機会(診断先)を提供し、実務従事ポイント取得希望者は、実務従事指導員のもと、診断実務に共同参加し、その参加費用を東京協会に支払うものです。

参加費用は、現在、診断1日あたり6,000円(東京協会会員価格)です。また、一回の実務従事事業案件では通常6日間(6ポイント取得)が基本となります。受講者は通常4～6人程度での共同参加となり、診断報告書(共同作業の成果物)の作成が必須となります。

**Q80 実務従事事業に参加するにはどうしたらいいの？**

実務従事事業に参加するには、①マッチング会に参加する方法と、② Web での参加申し込みを行う方法との、2 つの方法があります。

マッチング会は、東京協会のスプリングフォーラムおよび秋大会に同日開催され（平成 31 年度の場合）、複数の実務従事案件を各指導員がプレゼンテーションし、それを聴いた上で、その場で希望する案件への参加申し込みを行うものです。マッチング会自体の参加申し込みは、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」にログインし、「イベント情報」に表示されているマッチング会イベントの詳細画面から行います。

また、Web での参加申し込みは、東京協会から会員に対して随時発信されるメールでの実務従事案件の募集案内に対して、そのメールに記載された URL にアクセスし、Web システム上で申し込みを行うものです。

実務従事の指導員とフェイストゥフェイスでコミュニケーションを取りたい参加希望者はマッチング会を、申し込みの利便性を重視する、あるいは希望案件や指導員が決まっている参加希望者は Web 上での参加申し込みを利用する場合があります。

**Q81 実務従事事業の指導員がどういう人か知るにはどうしたらいいの？**

Web での参加申し込みでは、案件内容や実務従事指導員に関する情報はメールに記載された限られたものだけです。で、詳しい案件情報や指導員の人となりなどをお知りになりたい場合は、実務従事マッチング会のイベントに参加し、直接指導員とお会いになることをお勧めします。

なお、実務従事事業としては、指導員の経歴等の情報は扱っていません。指導員によっては、中小企業診断協会の「診断士キャリア情報システム」やご自身のホームページで経歴情報等を開示していますので、それを検索・参照する方法もあるでしょう。

**Q82 理論政策更新研修が受けられなかった場合はどうすればいいの？**

理論政策更新研修は、年に 1 回しか受講できないといった制限はありません。年に何回かまとめて受講することも可能です。ただし、東京協会の年間研修では、開催回によっては、同一内容で実施される場合がありますので、同一年に複数回受講される場合は、効果的な知識補充となるよう開催回の研修内容を確認のうえ、受講を申し込まれることをお勧めします。

理論政策更新研修が受けられない場合は、その受講に代えて、論文審査に応募する手段もあります。この論文審査に合格することにより、理論政策更新研修修了 1 回分と同じ要件を満たせます。

論文審査の詳細については、中小企業診断協会のホームページの「診断士更新研修」を参照してください。

**Q83 診断士としての活動が行えない場合、資格を維持するにはどうすればいいの？**

診断士の資格維持のためには、登録有効期間である 5 年毎に、知識の補充要件と実務の従事要件の両方を満たしたうえで、登録更新手続きを行う必要があります。診断士としての活動が行えないために、知識の補充要件と実務の従事要件を満たせず、そのまま登録有効期間を経過してしまうと、資格は自動的に削除されてしまいます。

これを回避するには、診断士活動の休止を行う方法があります。

経済産業大臣に休止申請書を提出することにより、中小企業の経営診断の業務に従事することを休止し、休止の申請を行った日から起算して 15 年間に限度に登録有効期間の時間経過を一時的に休止することができます。したがって、休止手続きをとれば、診断士としての活動が行えない状況が生じて、いずれ活動の再開を行い、資格の更新手続きがなされることを前提として、資格を維持することができます。

休止期間中も、業務再開のために向けて、東京協会の実施する「理論政策更新研修」や「実務従事事業」を利用することは可能です。

休止申請の手続きが可能なタイミング、業務再開の手続きのタイミング、業務再開時や再開後に必要な実務従事ポイント数など、注意を要する点がありますので、詳細については、中小企業庁のホームページ「『中小企業診断士』関連情報」にある「中小企業診断士制度の Q&A 集」でご確認ください。

**Q84 協会や支部からの配布物やメールが来ないが、どうして？**

協会や支部からの配布物やメールが届かない場合、登録している住所・メールアドレスが適切ではない可能性があります。中小企業診断協会の「会員専用マイページ」にログインし、ページ下部の「基本情報」を確認してください。

メールアドレスの変更が必要な場合には、同ページ内の「メールアドレスの変更」より変更入力をしてください。各種メールマガジンの購読選択についても会員専用マイページ内で手続きが可能です。

**Q85 協会のマイページに入る ID・パスワードは？**

会員が ID・パスワードを設定することによって会員専用マイページをご利用いただけます。

**1 通常入会の場合は、**

- ① 入会手続きをすると、ログイン ID = 登録番号が通知されます。
- ② ログイン ID・氏名カタカナ・生年月日でログインしてください。
- ③ マイページにログインしたら、「パスワード設定・変更」にてパスワードを設定してください。  
(次回から、ログイン ID・パスワードでログインできます。)

**2 実務補習受講者は、**

- ① ログイン ID はメールアドレス、パスワードは中小企業診断協会が設定し、通知されます。
- ② 入会后、ログイン ID は登録番号に設定し直され、通知されます。パスワードは引き継がれています。
- ③ マイページにログインし、「パスワード設定・変更」にてパスワードを変更できます。

会員が ID・パスワードを忘れた場合は、中小企業診断協会の会員専用マイページログイン画面にある「パスワードを忘れた方はこちらの手続きをご参照ください。」をお読みください。中小企業診断協会へ「ログインパスワード初期化申請書」を郵送していただくことになります。中小企業診断協会にて初期化申請書を確認後、パスワードを初期化してその旨をメールで通知します。パスワード初期化後はパスワード未設定の方と同じ方法をとってください。(下記参照)

東京協会に入会されパスワード未設定の方は、中小企業診断協会の会員専用マイページログイン画面にある「パスワードの未設定の方はこちらからログインしてください。」をクリックして会員専用マイページにログイン後、「パスワード設定・変更」にてパスワードを設定してください。

非会員の方は東京協会に入会しないと会員専用マイページによるサービスの提供は受けられません。東京協会事務局にお問い合わせください。

**東京協会 事務局**

電 話：03-5550-0033

**Q86 支部ホームページの「支部会員専用ページ」に入る ID・PWD は？**

支部ホームページの「支部会員専用ページ」にログインする ID・パスワードは、毎月第3火曜日に発行している「中央支部 e ニュース」の中でお知らせしています。急ぎお知りになりたい方は、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお問い合わせください。

**Q87 支部ホームページの記事に関する質問は、どこに問い合わせたらいいの？**

掲載内容、あるいは中央支部に関するご意見・ご質問は、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーからお送りください。

(注：すべてのご質問にお返事できるとは限りませんのであらかじめご了承ください。)

Q88

**支部ホームページの「支部会員サイト紹介」に自分のホームページの URL を載せたり、アドレス変更したりするにはどうしたらいいの？**

支部ホームページの「支部会員サイト紹介」に自分のホームページの URL を載せたり、アドレス変更したりすることを希望される場合、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーから、ご希望内容をお知らせください。折り返し担当者から対応についてご案内します。

Q89

**自分のメールアドレスを変えた場合どうしたらいいの？**

東京協会や中央支部からの情報提供は、ご登録いただいているメールアドレスへ送信されますので、メールアドレスを変更した場合は、必ず変更手続きを行ってください。

変更は、中小企業診断協会の「会員専用マイページ」→「各種手続き」→メールアドレスの変更で行うことができます。

Q90

**支部にメールマガジンはあるの？**

中央支部では以下のメールマガジンを通じて診断士のみなさまに役立つさまざまな情報を無料でお届けしています。購読は中小企業診断協会の「会員専用マイページ」下部の「全国のメールマガジン登録」よりお申し込みください。

**【中央支部で発行しているメールマガジン】**

## ● 中央支部メールマガジン

おもに経営者の方々に向けた情報を発信していますが、支部会員も登録できます。

## ● 中央支部 e ニュース

支部会員に向けた情報を発信しています。

Q91

**協会や支部からのメールを配信停止にしてもらうにはどうしたらいいの？**

東京協会や支部からのメール配信は、東京協会や支部から各会員への伝達手段として使用しているため停止することはできません。

ご自身で任意で購読申込を行ったメールマガジンについては、配信停止することは可能です。

メールマガジンの配信停止は、中小企業診断協会の「会員専用マイページ」下部の「全国のメールマガジン登録」で行うことができます。

Q92

**支部には会員名簿はないの？**

各会員の個人情報保護および本人の意向を尊重する観点から、支部では名簿を作成していません。

なお、中小企業診断協会ホームページの「診断士キャリア情報システム」を利用して、キャリア情報を公開している診断士を条件検索することは可能です。ただし、「検索条件」に「中央支部」を設定することはできません。



## Q93 入会時、徽章や診断士手帳はどのようにして入手できるの？

徽章（診断士バッチ）は、平成 28 年度に新たなデザインのもので制作されました。それ以降に入会された方は入会金支払い後に貸与されます。既に旧デザインのもので貸与されている方は、貸与手数料を納入していただいた後に貸与されます。この手続きは下記連絡先の東京協会で行っております。

診断士手帳は、東京協会から任意で購入できます。1 冊 500 円です。東京協会へ連絡の上、購入手続きを取ってください。

## 東京協会 事務局

住 所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電 話：03-5550-0033 メール：info\_tokyo@t-smeca.com

## Q94 結婚して姓が変わるときはどうしたらいいの？

結婚して姓のみが変わる場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」にすすみ、以下の書類をダウンロード・印刷し、適宜記載・押印します。申請者名には、変更前の姓を記載してください。

① 会員の移動及び住所等の変更届

② 登録事項変更届出書

この 2 つの届出書の他に、さらに以下の 2 つをつけ、東京協会事務局に郵送してください。

③ 氏名の変遷が分かる戸籍抄本

④ 中小企業診断士登録証

なお、姓名の変更とともに、その他の会員情報（住所・勤務先・所属県協会）が変更となる場合は、「会員専用マイページ」の「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」から、「会員情報変更画面」を開き、該当する項目を変更入力します。ただし、姓名の変更入力できません。

変更入力した画面情報を印刷し、姓名の変更欄には適宜変更記載をし、押印の上、東京協会事務局に郵送してください。

## 東京協会 事務局

住 所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電 話：03-5550-0033 メール：info\_tokyo@t-smeca.com

## Q95 引っ越しして住所が変わったときはどうしたらいいの？

引っ越しして住所が変わったときは、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」にすすみ、そこから「会員情報変更画面」を開き、住所情報を変更入力します。

変更入力した画面情報を印刷すると、以下の書類が印刷されるので、押印の上、東京協会事務局に郵送してください。

① 会員移動及び住所変更等の変更届

② 登録事項変更届出書

## 東京協会 事務局

住 所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電 話：03-5550-0033 メール：info\_tokyo@t-smeca.com



**Q96 転勤するときはどうしたらいいの？**

転勤により、他の道府県協会へ移籍する場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「住所・勤務先・氏名の変更、所属県協会の変更」にすすみ、そこから「会員情報変更画面」を開き、住所情報とともに、移籍する道府県協会を変更入力します。

変更入力した画面情報を印刷すると、以下の書類が印刷されるので、押印の上、東京協会事務局に郵送してください。

- ① 会員移動及び住所変更等の変更届
- ② 登録事項変更届出書

転勤しても、そのまま東京協会に在籍する場合は、「住所変更」として上記書類を東京協会へ郵送してください。（「Q95 引越して住所が変わったときはどうしたらいいの？」を参照してください。）

単身赴任等のため、住所変更や所属の変更が不要な場合は、何も手続きをする必要はありません。

なお、住所変更の手続きが行われると、協会からの郵送物は変更後の住所に届きます。

**東京協会 事務局**

住 所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電 話：03-5550-0033 メール：info\_tokyo@t-smeca.com

**Q97 海外転勤のときはどうしたらいいの？**

海外へ転勤し、診断協会の活動を休会とする場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「その他の手続き」にすすみ、そこから「休会（海外勤務）申請」を開き、必要情報を入力します。その上で「海外勤務届」を印刷・押印し、東京協会に郵送してください。

「海外勤務届」を郵送し、受理されると休会扱いとなります。休会中は、診断協会の会費が不要となります。（ただし、会費未納分がある場合、休会手続きにあたって未納分の支払が必要となります。）

休会中でも会員専用マイページは引き続き使用することができます。

海外勤務をしても、休会しない場合は、何の手続きもする必要はありません。この場合、東京協会からの郵送物は届け出住所に届きます。なお、海外の赴任先に東京協会から郵送物を送る運用は行っていません。

なお、休会する・しないに関わらず、海外勤務に関して、診断士資格の更新登録要件の特例はありません。海外勤務中であっても更新要件の取得が必要です。

**東京協会 事務局**

住 所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電 話：03-5550-0033 メール：info\_tokyo@t-smeca.com

**Q98 休会することはできるの？**

海外に転勤する場合以外で、休会することは認められていません。

海外転勤して休会する場合については、「Q97 海外転勤のときはどうしたらいいの？」を参照してください。



**Q99 協会をやめるときはどうしたらいいの？**

協会をやめる場合は、中小企業診断協会ホームページの「会員専用マイページ」から、「その他の手続き」にすすみ、そこから「退会必要手続」を開き、必要情報を入力します。その上で「退会届」を印刷・押印し、東京協会に郵送してください。退会にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ① 未納の会費がある場合は、早急に東京協会に納付してください。
- ② 貸与を受けた徽章（診断士バッジ）は、退会届を提出する際に、東京協会あてに返却してください。  
また、返却すべきバッジを紛失した場合は、東京協会事務局に相談してください。

**東京協会 事務局**

住 所：〒104-0061

東京都中央区銀座 2 丁目 10 番 18 号 東京都中小企業会館 7 階

電 話：03-5550-0033      メール：info\_tokyo@t-smeca.com

**Q100 異動手続きにおいて、東京協会と支部の関係は？**

異動手続きにおいて、異動届は東京協会へ直接提出することになります。支部は異動手続きにおいて東京協会の受入れ窓口になっているわけではありません。



### Q101 慶弔の時に何かしてもらえるの？

東京協会慶弔規定により、慶弔時には以下の通り東京協会から金品等が贈られます。

- ① 会員が、国の顕彰を受けたときは、祝金等
- ② 会員本人が結婚したときは、祝金として 20,000 円
- ③ 会員が満 70 歳に達したときは、記念品（ただし、入会后 10 年以上の者に限る）
- ④ 会員が死亡したときは、生花二基または香典 30,000 円
- ⑤ 会員の配偶者が死亡したとき、会員の父母が死亡したときは、生花一基または香典 20,000 円
- ⑥ 会員の配偶者の父母または子が死亡したときは、生花一基または香典 10,000 円
- ⑦ 災害救助法が適用された災害の場合について、会員の自宅が全壊、流失、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けたときは、見舞金として 20,000 円
- ⑧ 会員が疾病または負傷により、1 か月以上にわたり入院 または病臥したときは、見舞金として 20,000 円

### Q102 慶弔時にはどのように手続きすればいいの？

慶弔に関する事由が起きた際には、東京協会の会員または会員の家族、もしくはその事由を知った他の会員から、東京協会の事務局に連絡し、発生した事由に応じた手続きの方法を確認し、適宜、手続きを行ってください。

### Q103 慶弔時には、何か月後までなら手続きできるの？

慶弔に関する事由が起きた際には、速やかに東京協会事務局に連絡をする必要がありますが、遅くても、6 か月以内には連絡をするようにしてください。

### Q104 支部から訃報配信をしてもらえるの？

お吊いの事由が起き、東京協会事務局に連絡をした際、これから葬儀が行われるタイミングであれば、所属する支部会員向けに訃報のメール配信を行うかどうかの希望確認が、東京協会事務局から行われます。支部会員向けの訃報メール配信を希望する方は、その際にその旨を伝えてください。東京協会事務局からの連絡を受け、支部会員向けの訃報メールを配信します。

なお、東京協会事務局に連絡をした際、既に葬儀が済んでいる場合、東京協会事務局から支部会員向け訃報メール配信の確認はありませんが、希望すれば、支部会員向けの訃報メール配信を受け付けています。

### Q105 会員向けの保険などはあるの？

東京協会の会員サービスとして保険業務を取り扱っているわけではありませんが、中小企業診断協会としては、民間の中小企業診断士賠償責任保険を団体保険として取り扱っています。

加入対象者は各都道府県協会の会員や、会員が所属する法人です。保険期間は 1 年で年 1 回募集があります。

保険金が支払われる場合には次のようなものがあります。

- ① 日本国内で診断業務の遂行に起因して、顧客や第三者から損害賠償請求がされ、損害賠償責任を負担したり、争訟費用を支出したりした場合に被った損害。
- ② 日本国内で個人情報・法人情報の漏えいについて損害賠償請求がされ、賠償責任を負担した場合に被った損害。

詳細については下記にお問い合わせください。

#### 【取扱代理店】

商工サービス株式会社

電話：03-3538-6180

FAX：03-3538-6188

#### 【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

電話：03-3515-4147

**Q106 支部にはどんな表彰があるの？**

支部表彰は支部大会の際に、その前年度の活動を対象に行われます。支部表彰には中央支部 of the year、中央支部 of the year MVP、中央支部 of the year 新人賞、支部長特別表彰があります。

中央支部 of the year は東京協会および支部の活動を定量的・定性的な観点から評価して、多大な功労をなした支部会員が表彰されます。

中央支部 of the year MVP は中央支部 of the year のなかから最も功労の大きかった会員が表彰されます。

中央支部 of the year 新人賞は中央支部 of the year のなかで当該年度入会の支部新人会員のうち功労が顕著であった会員が表彰されます。

支部長特別表彰は中央支部 of the year とは別に、支部長が特に認める功績があった支部組織を表彰します。

**Q107 表彰される人はどうやって選ばれているの？**

中央支部 of the year は、支部長が支部表彰委員会からの推薦を受け、表彰者を決定します。

支部表彰委員会は、支部長、副支部長、部長、委員長で構成され、推薦基準に則り、支部長に表彰者を推薦します。推薦基準には定量的な基準と定性的な基準があります。

定量的な基準は、東京協会・支部活動への参加回数が1回1ポイントとして評価されます。

定性的な基準は、各部会で業務が異なるため各部長の判断により評価されます。また、執行委員による会員推薦もあり、これについては支部表彰委員会で参考情報として検討されます。

定量的な評価では獲得ポイントの上位10名程度が選考され、定性的な評価では各部会から1名が選考され表彰候補者となります。

**Q108 歴代の表彰者にはどんな人がいるの？**

中央支部 of the year の表彰は平成22年、中央支部の前身である中央支会の時代から始まりました。令和4年度までのMVPと新人賞は以下のとおりです。(敬称略)

|        | MVP         | 新人賞          |
|--------|-------------|--------------|
| 平成21年度 | 木伏 源太、土田 健治 | 高鹿 初子        |
| 平成22年度 | 土田 健治       |              |
| 平成23年度 | 土田 健治       |              |
| 平成24年度 | 飯野純夫、吉村 信行  | 岡田 光太郎       |
| 平成25年度 | 田村 隆一郎      | 磯山 隆志        |
| 平成26年度 | 磯山 隆志       | 東穂 芳乃、長 克成   |
| 平成27年度 | 磯山 隆志       | 中川 健史、丹羽 陽一  |
| 平成28年度 | 東穂 芳乃       | 佐藤 栄一郎、清水 康裕 |
| 平成29年度 | 磯山 隆志       | 富田 裕之        |
| 平成30年度 | 中川 健史       | 斎藤 司昂        |
| 令和元年度  | 山崎 肇        | 土佐林 義孝       |
| 令和2年度  | 松島 大介、土田 哲  | 野手 文華        |
| 令和3年度  | 高橋 利忠       |              |
| 令和4年度  | 五十嵐 直人      | 中村 慎吾        |

## Q109 事務所はどこにあるの？

中央支部の事務所の住所は下記の通りです。

## 【住所】

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 1-11-5

日本橋吉泉ビル 402 号室

## 【交通】

東京メトロ日比谷線

「小伝馬町」駅より徒歩 5 分

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線

「人形町」駅より徒歩 5 分

中央支部事務所



## Q110 事務所は何に使われているの？

中央支部の事務所は、部長会、執行委員会といった各種会議や、各部会・委員会・プロジェクトの会合、各部会の実施する各種イベント・セミナー、各種認定研究会・マスターコースの会合、その他支部関連団体、支部会員や支部会員が主宰する団体で特に使用が認められた場合の会合等のために使われています。

事務所の使用目的に関しては、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入る ID・パスワードは？」を参照してください。

## Q111 事務所は支部会員なら誰でも使えるの？

中央支部の事務所は、支部会員であれば使用することができます。

ただし、使用目的が限られており、また、利用にあたっては予約が必要です。

事務所の使用目的、予約の方法等については、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入る ID・パスワードは？」を参照してください。

## Q112 事務所を使うにはどうしたらいいの？

中央支部の事務所を使うためには、総務部予約受付担当者への電子メールによる申し込みが必要となります。

支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「事務所予約状況 (Google カレンダー)」で空き状況を確認した上で、総務部予約受付担当者に予約申し込みの電子メールを発信することで事務所の予約をすることができます。

事務所の予約手続きについては、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入る ID・パスワードは？」を参照してください。

**Q113 事務所の使用料金は？**

中央支部の事務所の使用料金に関しては、支部や支部関連団体が一定の目的のために使用する場合は無料であり、支部会員や支部会員が主宰する団体が一定の目的のために使用する場合（認定研究会・マスターコースの使用を含む）は有料となります。

有料での使用の場合、使用 3 時間ごとに 1,000 円の使用料となっています。（令和 6 年 2 月 29 日現在）

事務所の使用料金に関しては、支部会員専用ページにある「支部事務所案内」の中の「支部事務所運用基準」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入る ID・パスワードは？」を参照してください。

**Q114 事務所へ電話はかけられるの？**

中央支部の事務所には電話を設置していませんので、事務所へ電話はかけられません。

ご意見、ご質問等がある場合は、中央支部ホームページの「お問い合わせ・ご質問」コーナーより行ってください。

**Q115 事務所に郵送物・宅配物を送付する場合は？**

支部会員による中央支部の事務所宛ての郵便物および荷物の送付は、原則として禁止しています。なお、特に必要がある場合は、事前に総務部長に相談してください。

総務部長（磯山 隆志）：soumu@rmc-chuo.jp

**Q116 事務所に相談・見学に行くことはできるの？**

中央支部の事務所は、支部や支部関連団体の使用、または支部会員や支部会員が主宰する団体の使用に限られており、随時見学可能にはなっていません。

ただし、中央支部では、オープンに参加者募集を行っているさまざまなイベントやセミナーを開催していますので、そうした機会を使って事務所の見学をして下さい。



### Q117 中央支部にはどのような規則があるの？

中央支部には、以下の規則等があります。(令和6年2月29日現在)

- (01) 中央支部規則
- (02) 事務所運用基準
- (03) 経理取扱基準
- (04) 中央支部に係る経費支給等のガイドライン
- (05) 収益事業管理規則
- (06) 認定研究会管理規則
- (07) 認定マスターコース管理規則
- (08) 中央支部表彰規則
- (09) 中央支部表彰細則
- (10) 情報公開ガイドライン
- (11) 写真・動画公開に関するガイドライン
- (12) 中央支部ホームページ運用基準
- (13) 中央支部メールマガジン／eニュース運用基準
- (14) 中央支部ホームページ・メールマガジン・eニュース原稿掲載依頼手順
- (15) 中央支部メールマガジン「経営者向け情報発信原稿」投稿基準
- (16) 中央支部「情報管理に関する支部方針」
- (17) 中央支部「情報管理運用規則」
- (18) 中央支部「中央支部インフラ運用マニュアル」
- (19) 支部事務所一般利用者マニュアル
- (20) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた支部事務所利用ガイドライン
- (21) 講師謝金についてのガイドライン
- (22) 認定同好会運営要領



### Q118 中央支部の規則の内容は、どうやって知ることができるの？

中央支部の諸規則等については、支部会員専用ページにある「支部規則」で確認することができます。

支部会員専用ページへのログインの仕方は「Q86 支部ホームページの『支部会員専用ページ』に入るID・パスワードは？」を参照してください。



## Q119 四区診断士会って何？

中央支部でいう四区診断士会とは、千代田区、港区、中央区、文京区、の4区にある診断士会のこと、東京協会（中央支部）とは別法人です。

四区診断士会は、主として診断士が主体となり、該当する地域の行政（区役所）や東商支部との関係を深め、診断士の知見と能力を活かした実務案件に取り組んでいます。

四区診断士会の加入は任意であり、中央支部会員以外の会員も存在しています。ただし、中央支部の管轄エリアにある診断士会であるため中央支部との関係が深く、中央支部との関係を重視して役員には中央支部会員が名を連ねています。

| 四 区  | 診断士会の名称                                          |
|------|--------------------------------------------------|
| 千代田区 | 一般社団法人ちよだ中小企業経営支援協会<br>(略称：ちよだ診断士会)              |
| 港 区  | 特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会<br>(略称：NPOみなと経営支援)      |
| 中央区  | 特定非営利活動法人東京都中央区中小企業経営支援センター<br>(略称：NPOちゅうおう経営支援) |
| 文京区  | 特定非営利活動法人文京区中小企業経営協会<br>(略称：NPO文京)               |

## Q120 四区診断士会に入会するにはどうすればいいの？

四区診断士会は、東京協会（中央支部）とは別法人であり、それぞれの組織の規程にもとづき入会手続きが行われています。それぞれの事務局に、メールもしくは電話にてお問い合わせください。

四区診断士会の連絡先は、以下のとおりです。詳細は、中央支部ホームページの「四区診断士会」を参照してください。

| 四区診断士会 |            | 連絡先（敬称略）                             |
|--------|------------|--------------------------------------|
| 千代田区   | 正式名称       | 一般社団法人ちよだ中小企業経営支援協会                  |
|        | 事務局担当者名    | 中川 健史                                |
|        | 事務局メールアドレス | nakatake72@gmail.com                 |
|        | 事務局電話・FAX  | —                                    |
| 港区     | 正式名称       | 特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会             |
|        | 事務局担当者名    | 青木 平治                                |
|        | 事務局メールアドレス | heiji@mve.biglobe.ne.jp              |
|        | 事務局電話・FAX  | (電話) 080-6634-9209                   |
| 中央区    | 正式名称       | 特定非営利活動法人東京都中央区中小企業経営支援センター          |
|        | 事務局担当者名    | 守谷 元伸                                |
|        | 事務局メールアドレス | np0-chuo-nyukai@googlegroups.com     |
|        | 事務局電話・FAX  | (電話) 03-5643-1127 (FAX) 03-5643-1128 |
| 文京区    | 正式名称       | 特定非営利活動法人文京区中小企業経営協会                 |
|        | 事務局担当者名    | 大嶋 碩郎                                |
|        | 事務局メールアドレス | ohshima@piano.ocn.ne.jp              |
|        | 事務局電話・FAX  | (電話) 090-8089-5297                   |



スプリングフォーラム



支部カンファレンス



秋大会



支部まつり





拡大合宿





プロジェクト会議



部会



懇親会



**中央支部 早わかりガイド 第7版**  
**発行・編集委員**

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 発行人    | 支部長    | 高橋 利忠  |
| 編集責任者  | 総務部長   | 磯山 隆志  |
| 編集主幹   | 総務部副部長 | 尾崎 多佳代 |
| 編集メンバー | 総務部副部長 | 浜崎 正和  |
|        |        | 増澤 祐子  |
|        | 総務部員   | 石田 充弘  |
|        |        | 稲吉 勝範  |
|        |        | 齊藤 啓一  |
|        |        | 松浦 大介  |
|        |        | 矢野 達也  |

平成28年 4月15日 第1版発行

令和6年 4月27日 第7版発行

編集・発行 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 中央支部  
〒103-0012  
東京都中央区日本橋掘留町1-11-5  
日本橋吉泉ビル402号室

編集・制作 株式会社 昌文社  
印刷 株式会社 昌文社



# TOKYO SMECA CHUO

一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 中央支部